

茨木市市民総合センター・茨木市福祉文化会館

# ご利用案内



・茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）

〒567-0888 茨木市駅前四丁目6番16号

TEL 072-624-1726 （午前9時～午後5時）

FAX 072-625-3036

・茨木市福祉文化会館（オークシアター）

〒567-0888 茨木市駅前四丁目7番55号

TEL 072-623-3962 （午前9時～午後5時）

FAX 072-625-5423

開館時間 午前9時～午後10時

窓口受付時間 午前9時～午後5時

休館日 12月29日から翌年1月3日まで  
ただし、設備保守点検にて臨時に休館することがあります。

指定管理者 公益財団法人茨木市文化振興財団

ホームページ <https://www.ibabun.jp/>

※施設の空き情報は、茨木市文化振興財団のホームページ、  
または、茨木市ホームページからご覧いただけます。

## 利用料金表と施設概要

対象期間 ホール：令和5年4月～、会議室：令和5年8月～

### ◆市民総合センター

料金等 区分 施設区分			利用料金					施設の概要			
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	階別	広さ (㎡)	収容人員
ホ ー ル	センター ホール	平日	22,450	29,790	29,790	52,240	59,580	82,030	1階	744.77	固定席426席 車いす3席
		土・日 休日	24,950	33,100	33,100	58,050	66,200	91,150			
	多目的ホール		9,000	12,050	12,050	21,050	24,100	33,100	2階	228.98	165席(電動席)

			利用料金 1時間あたり					階別	広さ (㎡)	収容人員
会 議 室 等	201号室		280					2階	52.56	20
	202号室		380					2階	70.40	28
	203号室		380					2階	70.40	28
	和室		630					1階	8・8・10畳	42
	生活実習室		620					2階	86.01	24
	工芸創作室		620					3階	86.01	36
	控室		160					地下1階	31.59	10
	第1楽屋		140					地下1階	27.20	6
	第2楽屋		140					地下1階	27.20	6
	託児室		-					2階	78.88	30
	更衣・シャワー室		-					2階	54.52	-
セ ン タ ー 働 働	302号室		400					3階	75.13	45
	303号室		420					3階	78.29	45
	304号室		560					3階	105.59	24
セ ン タ ー 活	204号室		330					2階	62.30	45

※その他、喫茶・食堂、教育センター、ギャラリー、授乳室等があります。

### ◆福祉文化会館

料金等 区分 施設区分			利用料金					施設の概要			
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	階別	広さ (㎡)	収容人員
文 化 ホ ー ル	平日		12,330	16,380	16,380	28,710	32,760	45,090	5階	409.5	固定席345席 車いす2席
	土・日・休日		13,700	18,200	18,200	31,900	36,400	50,100			

			利用料金 1時間あたり					階別	広さ (㎡)	収容人員
会 議 室 等	101号室		380					1階	71.4	36
	201号室		380					2階	71.4	20
	202号室		620					2階	115.6	73
	203号室		460					2階	85.6	36
	和室		260					2階	16畳	20
	301号室		380					3階	71.4	20
	302号室		1,260					3階	233.2	130
	303号室		790					3階	146.1	81
	楽屋		320					4階	60.7	-

※その他、水道部事務室、社会福祉協議会事務室、ボランティアセンター、ギャラリー、売店等があります。

# 施設概要

## 【使用の申し込み】

使用時間	午前9時から午後10時
窓口申込	・市民総合センター事務室 ・福祉文化会館事務室 受付時間 午前9時から午後5時まで
インターネット申込	インターネットでホールや会議室等の予約、抽選申込ができます。 「茨木市施設予約システム」 <a href="https://ibaraki-shisetsuyoyaku.growone.net/eshisetsu/">https://ibaraki-shisetsuyoyaku.growone.net/eshisetsu/</a>
利用者登録	窓口、もしくはインターネット等で利用者登録ができます。※本人確認書類が必要です。 利用者登録は1人または1団体あたり1つ行うことができ、重複して行うことはできません。 口座振替のご利用は、18歳以上の方のみ可能です。
申込期間	(1)センターホール・文化ホール 使用日の1年前の月の2日から使用日前20日まで (2)多目的ホール 使用日の6か月前の月の2日から（インターネットは3日前まで） (3)会議室等 使用日の3か月前の月の2日から（インターネットは3日前まで）
抽選申込	抽選申込・確定・辞退等は予約システムで行います。 センター・文化ホールは、1年と1か月前の20日から月末まで、 多目的ホールは、7か月前の20日から月末まで、 会議室等は、4か月前の20日から月末までに、申込みことができ、 毎月1日（1月は4日）に自動抽選を行い、利用者を決定します。毎月2日（1月は5日）以降に、 抽選結果を確認し、当選であれば10日までの利用者確定期間内に、確定の手続きが必要です。
連続使用	連続使用は、5日までです。
利用の変更・取消	使用申込後、許可内容に変更が生じた場合、使用者のご都合で使用を取り消される場合は、 窓口での手続きが必要です。インターネットでの手続きはできません。 「使用許可書兼利用料金領収証書」をお持ちになり窓口までお越しください。 <変更> ※変更は一回限りです。 会議室関係・多目的ホールは、使用日の3日前までに、 センターホール・文化ホールは20日前までに変更手続きをすませてください。 <取消> (1)センターホール・文化ホール 利用日 60日前まで…5割還付 330日前まで…10割還付 (2)多目的ホール 利用日 7日前まで…5割還付 150日前まで…10割還付 (3)会議室等 利用日 7日前まで…5割還付 60日前まで…10割還付 ※不可抗力による取消はご相談ください。

## 【備考】

1. 高校生以下の者で構成される団体が使用するときの利用料金は、通常料金の半額となります。  
(ただし、高校生以下の者が主体となる活動・営利を目的としない活動に限ります。)
2. 市外居住者（法人等にあつてはその所在地が市外であるもの）が使用するときには、  
利用料金の10割の額を加算します。
3. 使用者が入場料等を徴収し、次のいずれかに該当するときは、利用料金の10割の額を加算します。  
なお、同一目的で他のホールや会議室等を複数の日、時間帯も含めてご利用になるときは、その利用料金にも同率の割合で算出した額を加算します。  
(1)企業等、営利を目的とする会社、その他の団体である場合  
(2)入場料その他これに類するものの金額が2,000円以上の場合
4. 特別に電気その他を使用するときは、実費をいただきます。
5. センターホールの利用料金は、楽屋（第1楽屋・第2楽屋）の利用料金を含みます。  
文化ホールの利用料金は、楽屋の利用料金を含みます。
6. センターホール、文化ホールを準備、練習等の目的で使用するときの利用料金は、  
通常料金の3割となります。（楽屋の利用料金は含みません。）
7. 多目的ホールの電動席を使用するときは、利用料金の3割の額を加算します。
8. 多目的ホールを使用するときは、更衣・シャワー室を使用することができます。
9. 市民総合センターの和室の一部を使用するときは、通常料金の半額となります。
10. 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とします。

## 使用許可の制限

●次の場合は、使用の許可はできません。

- (1) 公の秩序等を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附帯設備をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団の利益になるとき。
- (4) センター・会館の管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他、使用許可が適当でないとき。

## 使用許可の取り消し

●次の場合は、許可を取消させていただきます。

- (1) 使用の目的に違反したとき。
- (2) 公の秩序等を害したとき。
- (3) 災害や事故でセンター・会館を使用できなくなったとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) センター・会館の条例や規則に違反したとき。
- (6) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (7) 使用の権利を譲渡したり、転貸したとき。
- (8) その他、許可取消が必要と認めるとき。

## 使用上のお願い

●使用時間の厳守

許可された使用時間には、準備から後片付けまでを含みます。

●守っていただくこと

- (1) 避難誘導員を配置するなど、入場者の安全を確保すること。
- (2) 会館等内外の秩序維持のため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (3) 許可を受けずに物品の展示・販売・契約・配布、物品販売広告類の掲示・配布をしないこと。
- (4) 館内等での張り紙、くぎ打ちをしないこと。
- (5) 施設を破損し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (6) 騒音をたて、又は放歌等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (7) 消防法上の制約があるので、定員を厳守すること。

●引渡し

施設・附帯設備等は、使用終了後ただちに元の状態に戻し、事務室へ連絡してください。

●損害賠償

使用に際し、施設・附帯設備等を損傷、紛失したときは、使用者の負担でその損害を弁償させていただきます。

## その他の施設

### 学習室

(市民総合センター 1 階)

利用時間 午前 9 時 30 分～午後 9 時 30 分

受付時間 午前 9 時～午後 8 時 (1 階事務室受付)

※利用は、茨木市在住・在勤・在学の方に限ります。

### 駐車場

・福祉文化会館

駐車場はございません。 ※隣接する有料駐車場をご利用ください。

・市民総合センター

地下駐車場 有料【約 45 台】 ※最初の 30 分無料 ※高さ制限有 2.6m(一部 2.4m)

午前 8 時 30 分～午後 8 時	100 円/30 分 最大 600 円
午後 8 時～午後 10 時	100 円/1 時間
24 時間最大料金	1,200 円

※当駐車場内での事故・盗難等については一切責任を負いません。

### 禁煙のお願い

福祉文化会館・市民総合センター 敷地内禁煙としておりますので、ご協力をお願いします。

附帯設備利用料金表

(市民総合センター)

対象期間 ホール：令和5年4月～、会議室：令和5年8月～

種別	品名	単位	使用できる施設			料金			備考
			センターホール	多目的ホール	会議室	センターホール (1区分)	多目的ホール (1区分)	会議室 (1時間)	
舞台設備	平台	1式	○	○			1,500	—	人件費は別途 (センターホール)
	所作台	1式	○				5,000	—	人件費は別途
	毛せん	1式	○				450	—	
	地がすり	1式	○				450	—	
	上敷	1巻	○	○	○		150	40	
	金屏風 (大)	1双	○				1,500	—	
	金屏風 (小)	1双	○				750	—	
	指揮者台	1台	○				150	—	指揮譜面台を含む
	音響反射板	1式	○				3,000	—	
	花台	1台	○	○			300	—	
	演台	1台	○	○	△		450	120	和室を除く
	グランドピアノ (カワイ)	1台	○				2,700	—	調律料は別途
	アップライトピアノ (控室)	1台			控室		—	200	調律料は別途
	リノリウム	1式	○	○			3,000	—	人件費は別途
大黒幕	1枚	○				1,200	—		
音響設備	マイクロホン (ホール用)	1本	○	○			750	—	
	マイクロホン (諸室用)	1本			△		—	130	204・302・303
	コンデンサーマイクロホン	1本	○				1,000	—	
	ワイヤレスマイクロホン (ホール用)	1本	○	○			1,500	—	
	ワイヤレスマイクロホン (諸室用)	1本			△		—	130	204・302・303
	エレベーターマイクロホン	1式	○				1,500	—	エレベーター装置を含む
	三点吊装置	1式	○				1,500	—	
	音響再生機 (CDプレーヤー)	1台	○	○	○		1,000	270	
	カラオケ装置	1式			304		—	270	
	エフェクター	1台	○				1,000	—	
	移動型スピーカー (大)	1式	○				2,000	—	左右各1台
	移動型スピーカー (小)	1台	○				1,000	—	
	移動型ミキサー	1台	○				2,500	—	
	デジタルレコーダー	1台	○				2,000	—	
ポータブルアンプスピーカー	1台		○	○		2,000	540		
映写設備	16ミリ・35ミリ映写機	1台	○				3,000	—	スクリーンを含む
	スクリーン	1式	○	○	△		750	200	和室除く
	映像再生機 (BD・DVDプレーヤー)	1台	○	○	△		1,000	270	和室除く
	プロジェクター	1台			△		—	270	スクリーンを含む 和室除く
	プロジェクター (ホール用)	1台	○	○		3,600	1,000	—	スクリーンを含む
	オーバーヘッドカメラ	1台		○	△		1,200	320	スクリーンを含む 和室除く
照明設備	ボーダーライト	1列	○	○			750	—	
	フロントサイドスポットライト	1組	○				750	—	
	サスペンションライト	1台	○				300	—	
	ピンスポットライト	1台	○				750	—	
	シーリングスポットライト	1組	○				1,500	—	
	アッパー・ホリゾンライト	1列	○				1,050	—	
	ロアー・ホリゾンライト	1列	○				750	—	
	フットライト	1列	○				750	—	
	ベビースポットライト	1台	○				300	—	
	トーマンタースポットライト	1組	○				1,000	—	
	天井反射板ライト	1式	○				1,000	—	
	ミラーボール	1台	○				450	—	
	エフェクトマシン	1台	○				300	—	プレートは別途
	エフェクトマシン用プレート	1枚	○				150	—	
	波マシン	1台	○				600	—	
	オーロラマシン	1台	○				500	—	
	ストロボ	1台	○				500	—	
サイドスポットライト	1台	○				500	—		
その他	陶芸用電気窯	1台			工芸創作室		3,500	—	
	展示パネル (有孔ボード)	1枚	○	○	○		200	50	
	展示パネル (三つ折りパーテーション)	1枚		○			200	—	
	展示パネル (二つ折りパーテーション)	1枚	○	○	○		400	100	

※ △印は使用できない会議室もあります。

センターホール						
器具名	(A) セット		(B) セット		(C) セット	
	数量	金額 (円)	数量	金額 (円)	数量	金額 (円)
ボーダーライト	1列	3,000	1列	7,350	1列	11,400
フロントサイドスポットライト	1組		2組			
シーリングスポットライト	1組		1組			
サスペンションライト	—		6台			
アッパー・ホリゾンライト	—		1列			
ロアー・ホリゾンライト	—		1列			

備考

- 本表の1区分あたりの各料金は、午前9時から正午までを「午前」とし、午後1時から午後5時までを「午後」とし、午後6時から午後10時までを「夜間」とし、それぞれ1回とした料金とします。ただし、陶芸用電気窯については、焼成完了ごとを1回とします。
- 高校生以下の者で構成される団体ご利用になる附帯設備の使用料金は、半額になります。
- ご利用になる附帯設備は、あらかじめ打合せで申し出があったものに限ります。当日の追加申込は、お受けできないことがあります。

附帯設備利用料金表

(福祉文化会館)

対象期間 ホール：令和5年4月～、会議室：令和5年8月～

種別	品名	単位	使用できる施設		利用料金		備考
			文化ホール	会議室	文化ホール (1区分)	会議室 (1時間)	
			対象	対象			
舞台設備	平台	1式	○	302	1,500	400	人件費は別途
	所作台	1式	○		5,000	—	人件費は別途
	毛せん	1式	○		450	—	
	上敷	1巻	○	○	150	40	楽屋含む
	金屏風(大)	1双	○	302・303	1,500	400	
	金屏風(小)	1双	○	○	750	200	
	指揮者台	1台	○		150	—	指揮譜面台を含む
	音響反射板	1式	○		3,000	—	
	花台	1台	○	302・303	300	80	
	演台	1台	○	○	450	120	和室を除く
	グランドピアノ(ヤマハCF・CFIII)	1台	○		2,250	—	調律料は別途
	グランドピアノ(ヤマハC3XA)	1台		302	—	610	調律料は別途、平台を含む
	リノリウム	1式	○		3,000	—	人件費は別途
	松羽目	1台	○		1,500	—	
音響設備	マイクロホン(ホール用)	1本	○		750	—	
	マイクロホン(諸室用)	1本		302・303	—	130	
	コンデンサーマイクロホン	1本	○		1,000	—	
	ワイヤレスマイクロホン(ホール用)	1本	○		1,500	—	
	ワイヤレスマイクロホン(諸室用)	1本		302・303	—	130	
	三点吊装置	1式	○		1,500	—	
	音響再生機(CDレコーダー)	1式	○		1,000		
	音響再生機(CDプレーヤー)	1式	○	○	1,000	270	
ポータブルアンプスピーカー	1式		○		540		
映写設備	16ミリ映写機	1台	○		3,000		スクリーンを含む
	ビデオセット(テレビセット)	1台		△	—	270	和室除く
	スクリーン	1式	○	○	750	200	
	映像再生機(BD・DVDプレーヤー)	1台	○	○	1,000	270	
	プロジェクター	1台	—	○	—	270	スクリーンを含む
	プロジェクター(ホール用)	1台	○		3,600	—	スクリーンを含む
照明設備	オーバードライク	1列	○		750	—	
	フロントサイドスポットライト	1組	○		750	—	
	サスペンションライト	1台	○		300	—	
	ピンスポットライト	1台	○		750	—	
	シーリングスポットライト	1組	○		1,500	—	
	アッパーホリゾンライト	1列	○		1,050	—	
	ローアホリゾンライト	1列	○		750	—	
	フットライト	1列	○		750	—	
	ベビースポットライト	1台	○		300	—	
	ミラーボール	1台	○		450	—	
	エフェクトマシン	1台	○		300	—	プレートは別途
	エフェクトマシン用プレート	1枚	○		150	—	
	オーロラマシン	1台	○		500	—	
	サイドスポットライト	1台	○		500	—	
ストリップライト	1台	○		150	—		
その他	展示パネル(三つ折りパーテーション)	1枚	○	△	200	50	和室を除く
	展示パネル(二つ折りパーテーション)	1枚	○	△	400	100	和室を除く

※ △印は使用できない会議室もあります。

文化ホール						
器具名	(A) セット		(B) セット		(C) セット	
	数量	金額(円)	数量	金額(円)	数量	金額(円)
オーバードライク	1列	3,000	1列	10,050	1列	13,800
フロントサイドスポットライト	1組		2組		3組	
シーリングスポットライト	1組		1組		1組	
サスペンションライト	—		15台		25台	
アッパーホリゾンライト	—		1列		1列	
ローアホリゾンライト	—		1列		1列	

備考

- 1 本表の1区分あたりの各料金は、午前9時から正午までを「午前」とし、午後1時から午後5時までを「午後」とし、午後6時から午後10時までを「夜間」とし、それぞれ1回とした料金とします。
- 2 高校生以下の者で構成される団体をご利用になる附帯設備の使用料金は、半額になります。
- 3 ご利用になる附帯設備は、あらかじめ打合せで申し出があったものに限ります。当日の追加申込は、お受けできないことがあります。

茨木市市民総合センター・福祉文化会館 利用案内設備附帯料金表2(令和5年5月1日)